

但馬地域における公共交通の利便増進に向けた人材育成業務委託 公募型プロポーザル応募要領

1. はじめに

本公募型プロポーザルは、兵庫県内の但馬地域における公共交通の利便増進に向けた人材育成業務委託において、広く技術提案を募集し、最も適切な受託者を選定することを目的として但馬地域鉄道利便性向上対策協議会が実施するものである。

本応募要領は、プロポーザルの参加方法及び審査方法、その他必要な事項を示すものである。

2. プロポーザル実施の趣旨

本業務は、これまで事業者ごと、または自治体単位で運行、運営されてきた公共交通の広域的な路線の再編や交通事業者間の連携を図るうえで、移動実態にかかわるデータ分析や、公共交通の専門的な知見を有する自治体、事業者、各関係機関の職員の人材が不足しており、このようなノウハウを持つ専門人材の育成を行うことを目的に実施するものである。

そのため、これらに関する知識・経験・技術力を有した事業者を、公募型プロポーザル方式により特定する。

3. 業務内容

「但馬地域における公共交通の利便増進に向けた人材育成業務委託 仕様書」のとおり。

4. 技術提案競技の概要

4.1 概要

(1) 業務名

但馬地域における公共交通の利便増進に向けた人材育成業務委託（以下、「本業務」という。）

(2) 方法

公募型プロポーザル方式

(3) 応募者

応募者は、本応募要領に基づき参加の意思を表明し、応募資格を得るものとする。

(4) 評価項目

評価は、以下に示す項目により行う。

詳細については別紙「評価項目・基準」を参照のこと。

評価項目	配点
① 予定配置技術者（管理技術者）の経験及び能力	25
② 実施方針・実施フロー・工程表・その他	25
③ 本業務に対する技術提案	50
合 計	100

4.2 提案上限額

令和7年度：14,769,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

4.3 主催

但馬地域鉄道利便性向上対策協議会（以下、「本協議会」という。）

4.4 事務局

兵庫県但馬県民局県民躍動室地域振興課 担当：志摩

〒668-0025 兵庫県豊岡市幸町7-11

（電話）0796-23-1475（内線：380）

E-mail：tajimakem@pref.hyogo.lg.jp

4.5 本技術提案競技に係る日程等

項目	日程
① 応募要領の公開	令和7年5月23日～6月20日
② 質問受付期間	令和7年5月23日～5月29日
③ 質問回答期日	令和7年5月30日
④ 参加表明の提出期間	令和7年5月23日～5月30日
⑤ 参加資格審査結果通知	令和7年6月6日まで
⑥ 技術提案書受付期間 (⑤審査結果により参加を認められたもののみ提出可)	令和7年6月6日～6月20日
⑦ ヒアリング実施（別途通知）	令和7年6月下旬
⑧ プロポーザル審査結果通知	令和7年7月上旬

4.6 その他

参加表明及び応募図書の作成等、本技術提案競技に必要な経費は全て参加者負担とする。

5. 応募者の参加要件

5.1 応募者（企業）に要求される資格要件

(1) 基本的要件

応募者は、次に掲げる条件をすべて満たしている単体企業であること。

- ア) 建設コンサルタント入札参加資格者として、兵庫県の測量・建設コンサルタント等入札参加資格者名簿に登録されている者であること。
- イ) 建設コンサルタント登録規程（昭和 52 年 4 月 15 日建設省告示第 717 号）に基づく「都市計画及び地方計画」部門の登録を受けていること。
- ウ) 兵庫県内に本社（店）があること。
- エ) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に基づく兵庫県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。
- オ) 本業務に係る告示日から応募図書の受付期間末日までの間において、兵庫県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。
- カ) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続き開始の申立て及び民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続き開始の申立てがなされていない者であること。
- キ) 暴力団または暴力団もしくは暴力団員の統制の下にある者でないこと。
- ク) 本技術提案競技及びその後の委託契約において、不正または不誠実な行為を行わないことを誓約できること。

(2) 業務実績

平成 27 年度以降（過去 10 年）に、同種業務または関連業務を受注し、完了した実績を有すること。

ただし、設計共同企業体としての実績は認めない。

同種業務	兵庫県内において実施した地域公共交通計画策定業務
------	--------------------------

5.2 予定管理技術者（管理技術者）に要求される資格要件

予定管理技術者（管理技術者）は、技術上必要な能力を有し、次に掲げる項目に該当する技術者であること。

(1) 保有資格

以下に記す資格のうち、いずれかを有すること。

- ア) 技術士（総合技術監理部門：建設部門の都市及び地方計画）の資格を有し、技術士法による登録を行っている者。
- イ) 技術士（建設部門：都市及び地方計画）の資格を有し、技術士法による登録を行っている者。

(2) 業務実績

平成 27 年度以降（過去 10 年）以降に、兵庫県内において地域公共交通計画策定業務または地域公共交通計画推進業務と同種業務または関連業務において従事した実績（管理技術者または担当技術者として配置された実績に限る。再委託による業務の実績は含まない。）を有すること。ただし、設計共同企業体としての実績は認めない。

6. 参加方法

6.1 応募要領の配布

(1) 配布場所

応募要領を事務局において配布する。

上記の他、兵庫県のホームページにて公表する。

（ホームページ URL : https://web.pref.hyogo.lg.jp/tj_k04/jinzai_kusei.html）

なお、説明会は実施しない。

(2) 配布期間

令和 7 年 5 月 23 日（金）から 6 月 20 日（金）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）、
午前 9 時から午後 5 時まで（正午から午後 1 時までを除く。）

ホームページ上では、期間中の土日祝日を含み、終日閲覧可能。

6.2 参加表明受付（参加資格審査申請書類の提出）

(1) 提出期間

令和7年5月23日（金）から5月30日（金）まで（土曜日、日曜日及び祝日は除く）、午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く）。

(2) 提出先

事務局あてに持参または郵送（書留）によること。

* 郵送による場合は、提出期限までに必着とする。

* 事務局は郵送中の事故に伴う損害に関して、一切の責任を負わない。

(3) 提出書類（各1部）

ア) 参加表明書（様式1）

イ) 会社概要（様式2）

ウ) 参加表明者（企業）の業務実績（様式3）

エ) 予定管理技術者の業務実績及び保有資格（様式4）

オ) 参加資格審査結果通知書送付用封筒（送付先を明記のうえ110円切手を添付すること）

* 提出した書類について、事務局が説明を求めた場合は、速やかにこれに応じること。

6.3 応募要領等に関する質問及び回答

(1) 質問の受付

ア) 提出方法

質問は、様式5をPDF化して電子メールにより事務局宛に提出するものとする。電子メール以外の方法では受付けない。提出後は、電話で着信を確認すること。電子メールの件名は以下のとおりとする。

件名：但馬地域における公共交通の利便増進に向けた人材育成業務に関する質問

イ) 受付期間

令和7年5月23日（金）から5月29日（木）まで〔電話による着信確認は土曜日、日曜日及び祝日を除く、午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）〕

(2) 質問の回答

質問に対する回答は、令和7年5月30日（金）までに、事務局にて令和7年6月20日（金）午後5時まで閲覧に供するとともに、兵庫県のホームページに掲載する。

（ホームページ URL : <https://web.pref.hyogo.lg.jp/tjk04/jinzai/kusei.html>）

6.4 参加資格審査結果の通知

(1) 結果の通知

参加資格審査結果は申請書類提出期間後、令和7年6月6日（金）までに書面により通知する。

(2) 審査結果に関する問合せ

審査結果の通知日の翌日から5日以内（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）に、事務局に書面（様式は自由）を持参し、審査結果について説明を求めることができる。なお、受付時間は午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）とする。回答については、説明を求めることができる最終日の翌日から5日以内（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）に、書面にて通知する。

6.5 記載上の留意事項

各様式に記載された留意事項を遵守すること。

7. 応募図書の提出

応募図書は、参加資格を審査し、応募資格を得た者のみ提出できるものとする。

(1) 提出期間

令和7年6月6日（金）から6月20日（金）まで。（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

(2) 提出先

事務局あてに持参または郵送（書留）によること。

* 郵送による場合は、提出期限までに必着とする。

*事務局は郵送中の事故に伴う損害に関して一切の責任を負わないものとする。

(3) 提出書類（各2部）

- ア) 応募申込書（様式6）
- イ) 技術提案書（様式7）
- ウ) 見積書（様式8）
- エ) 予定管理技術者の同種業務実績（様式9）
- オ) 予定管理技術者の関連業務実績（様式10）
- カ) 予定管理技術者が成績評定または表彰を受けた業務実績（様式11）
- キ) 審査結果通知書送付用封筒（送付先を明記のうえ110円切手を添付すること）

7.2. 留意事項

- (1) 応募図書について、この書面及び別添の様式に示された条件に適合しない場合は無効とする。
- (2) 応募図書の著作権は、応募者に帰属する。ただし、本協議会は応募図書の資料を当選者の発表まで利用できるものとする。
- (3) 応募図書は非公開とする。
- (4) 同一企業が、複数の提案を行うことは禁止する。
- (5) 技術提案書は、調査・検討及び設計業務における具体的な取組み方法について提案を求めるものであり、成果の一部の提出を求めるものではない。
- (6) 応募図書の提出後の再提出、差し替え及び修正は、原則として認めない。
- (7) その他「土木設計業務等委託必携
(https://web.pref.hyogo.lg.jp/ks04/wd04_000000057.html)」による。

7.3. 応募の辞退

参加資格審査で参加を認められた者が応募図書の提出を辞退する場合は、「応募辞退届」（様式12）を前述7.(1)及び7.(2)の方法により提出すること。

8. 当選者の選考、決定及び通知

8.1 審査方法等

- (1) 選考委員会の設置

技術提案書の内容等を評価し、委託業者の特定を行うため、「但馬地域における公共交通の利便増進に向けた人材育成業務選考委員会」（以下「選考委員会」という。）を設置する。

(2) ヒアリング

応募図書についてのヒアリングを以下のとおり実施する。

ア) 実施予定日 令和7年6月下旬のいずれか1日を予定

イ) 実施場所 兵庫県豊岡総合庁舎及び周辺会議室を予定

ウ) 出席者 予定管理技術者

エ) 留意事項

- ・日時、場所、ヒアリング時間等詳細については、別途案内する。
- ・正当な理由なくヒアリングに出席しない場合は、失格とする。
- ・ヒアリング時の追加資料の提示及び配布は認めない。ただし、技術提案書に記載された内容を補足説明するための投影装置を使用したデモンストレーションは認める。この場合、スクリーン及び電源は事務局が用意し、それ以外の必要機器（パソコン、プロジェクター、ケーブル類等）は応募者が持参すること。
- ・技術提案書の説明は、原則予定管理技術者が行うこと。

(3) 選考委員による審査の実施

ア) 審査は、「4(4) 評価項目」について各選考委員が審査基準に基づいて評価を行い、当選者を特定する。

イ) 特定にあたっては、各選考委員の採点結果を合計したものを得点とし、最高得点となった応募者を当選者とする。

ウ) なお、最高得点をとった応募者が2者以上あるときは、「本業務に対する技術提案」の得点合計が高い応募者を当選者とする。

エ) 上記ウも同点の場合は、選考委員の多数決により当選者を特定する。

オ) 「4(4) 評価項目③本業務に対する技術提案（配点50点）」について、各審査委員の採点結果の平均が20点未満の場合は、失格とする。

8.2 審査結果の通知

(1) 審査結果については、書面により応募者全員に通知する。

- (2) 審査結果の通知日の翌日から7日以内（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）に、事務局に書面（様式は自由）を持参し、審査結果について説明を求めることができる。なお、受付時間は午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）とする。回答については、説明を求めることができる最終日の翌日から10日以内（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）に、書面にて通知する。

9. 契約等の事項

9.1 契約手続き

仕様書及び土木設計業務等委託必携により、本協議会と当選者の両者で委託契約書を作成し、但馬地域における公共交通の利便増進に向けた人材育成業務委託契約を締結する。

- ア) 履行期間契約の日から令和8年2月中旬まで（予定）
- イ) 契約方法随意契約

9.2 著作権等の取り扱い

本業務の成果物の取り扱いは次のとおりとする。

(1) 著作権等の帰属

受注者は、成果物が著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号に規定する著作権に該当する場合には、当該著作物に係る受注者の著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利をいう。）を当該著作物の引き渡し時に発注者に無償で譲渡する。なお、受注者が本契約締結前から権利を有していたものは、受注者に帰属するものとする。

(2) 第三者の知的財産権の使用

受託者は、特許権、著作権等の知的財産権の対象となっている第三者の技術等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負う。また、それに係る費用については委託料に含むものとする。

9.3 個人情報の保護

当選者は、個人情報の保護に関する法律及び個人情報の保護に関する条例等に従い、個人情報を適切に扱うものとする。（条例の罰則規定の適用を受ける場合があることに留意するこ

と。)

また、協議会が提出した資料、データ等は本事業以外の目的で使用してはならない。(資料、データ等は機密保持可能な特定の作業場所で管理し、作業場所、作業者を報告するとともに、事業終了後までに本協議会に返却すること。) さらに、本事業に従事する者に対して個人情報保護の教育を行うこと。

9.4 秘密保持

当選者は、本契約により受託した業務に関して知り得た秘密を、第三者に開示・公表・配布しないものとする。

10. その他留意事項

10.1 使用言語等

手続きにおいて使用する言語、通貨及び単位は、日本語、日本国通貨及び日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に限る。

10.2 その他

- (1) 提出された応募図書は当選者の選考作業以外に応募者に無断で使用しないものとする。
- (2) 応募図書に虚偽の記載をした場合には、技術提案競技の参加資格を無効にするとともに、虚偽の記載をした者に対して、契約の打ち切り、指名停止措置を行うことがある。
- (3) 提出された応募図書は、審査に係る作業において、複製することがある。
- (4) 委託業務を実施する際、応募図書に記載された予定管理技術者は、特別の理由があると発注者が認めた場合を除き、原則として変更できないものとする。
- (5) 提出された応募図書は返却しない。非特定の応募図書は、応募図書の提出時に返却を希望した者に限り返却する。
- (6) 当選者は公表する。

① 予定配置技術者（管理技術者）の経験及び能力

評価項目					評価の着目点		配点最大
					審査基準・評価点		
予定配置技術者（管理技術者）の経験及び能力	資格・実績等	資格要件	技術者資格	技術者資格等、その専門分野の内容	技術士（総合技術監理部門：建設部門の都市及び地方計画）／技術士（建設部門：都市及び地方計画）の資格を有し、技術士法による登録を行っている者の数について、下記の順位で評価する。 ① 5人以上（5点） ② 2人以上5人未満（3点） ③ 1人（1点） ※上記以外は特定しない。	5点	
		専門技術力	業務執行技術力	過去10年間の同種または関連業務の実績	平成27年度から令和6年度末までに完了した同種または関連業務であって、兵庫県内において実施した業務について、下記の順位で評価する。 ①同種業務の実績、同種業務に関する研究実績、または過去に同種業務をマネジメントした実務実績がある（5点） ②関連業務の実績、または過去に関連業務をマネジメントした実務経験がある（3点） ※上記以外は特定しない。	5点	
成績・表彰	専門技術力	業務執行技術力	過去4年間に担当した同じ業種区分の業務成績	令和3年度から令和6年度末までに完了し、兵庫県内において実施した業務について、地域公共交通計画策定業務または地域公共交通計画推進業務と同種業務または関連業務の技術者評定点を下記の順位で評価する（管理技術者または担当技術者として従事した実績を評価対象とする）。 ①80点以上（10点） ②75点以上80点未満（8点） ③70点以上75点未満（6点） ④65点以上70点未満（4点） ⑤60点以上65点未満（2点） ⑥60点未満（0点） なお、成績評定を受けた業務実績がない場合は加点しない。	10点		
			過去4年間の技術者表彰の有無	令和3年度から令和6年度末までに完了し、兵庫県内において実施した業務について、地域公共交通計画策定業務または地域公共交通計画推進業務と同種業務または関連業務の優秀技術者表彰の経験について、下記の順位で評価する（管理技術者または担当技術者として従事した実績を評価対象とする）。 ①優良表彰の実績あり（5点） ②優良表彰の実績なし（0点）	5点		
小計							25点

②実施方針・実施フロー・工程表・その他

評価項目	評価の着目点		配点最大
	審査基準・評価点		
実施方針・実施フロー・工程表・その他	業務理解度	目的、条件、内容の理解度が高い場合に優位に評価する。 ①正しく理解（7点） ②概ね理解（4点） ③理解度が低い（0点）	7点
	実施手順	業務実施手順を示す実施フローの妥当性が高い場合に優位に評価する。 ①妥当性が十分にある（6点） ②妥当性がある（3点） ③不整合な部分がある（0点）	6点
		業務量の把握状況を示す工程計画の妥当性が高い場合に優位に評価する。 ①妥当性が十分にある（6点） ②妥当性がある（3点） ③不整合な部分がある（0点）	6点
	その他	業務に関する知識、有益な代替案、重要事項の指摘がある場合に優位に評価する。 ①業務に関する知識、有益な代替案、重要事項の指摘について、すべてに提案がある（6点） ②1つ以上の提案がある（3点） ③提案がない（0点）	6点
小計			25点

③本業務に対する技術提案

評価項目	評価の着目点		配点最大
	審査基準・評価点		
本業務に対する技術提案	的確性	環境、地域特性などの与条件との整合性が高い場合に優位に評価する。 ①整合性が十分にある（10点） ②整合性がある（5点） ③整合性が不十分（0点）	10点
		着眼点、想定される課題等が適切かつ論理的に整理されており、本業務を遂行するにあたって有効性が高い場合に優位に評価する。 ①整理が十分であり、有効性が高い（10点） ②整理されており、有効性がある（5点） ③整理が不十分で有効性が低い（0点）	10点
	実現性	提案内容に説得力がある場合に優位に評価する。 ①説得力があり、優れている（10点） ②普通（5点） ③説得力が不十分（0点）	10点
		提案内容を裏付ける類似実績などが明示されている場合に優位に評価する。 ①類似実績などの裏付けがある（10点） ②裏付けがない（0点）	10点
	独創性	新たな検討手法、分析手法等、独創的な提案がある場合に優位に評価する。 ①新たな手法等が提案され、独創性が高い（10点） ②提案内容に独創性がある（5点） ③提案内容について独創性がない（0点）	10点
小計			50点
合計（①+②+③）			100点